

丹波市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画

【 令和8年度～令和11年度 】

令和8年3月

丹波市教育委員会

丹波市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

このような趣旨を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 本市の現状

本市では、平成21年度から県教育委員会の「教職員の勤務時間適正化対策プラン」をもとに、学校の業務改善の取組を進め、校務支援システムの導入、定時退勤日やノー部活デーの設定等を実施した。一定の成果は見られたものの、依然として課題が残る状況であったため、平成29年10月に「丹波市立学校教職員勤務時間実態調査」を実施し、丹波市の教職員の勤務状況の課題を整理したうえで、「丹波市立学校業務改善計画」をまとめた。

令和2年には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）が一部改正され、教職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を原則月45時間・年360時間の範囲内とする方針が定められたため、教職員の業務の量の適切な管理に努めるよう、令和2年4月28日に「市立学校の働き方改革に関する方針」を策定するとともに、「丹波市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」の一部を改正し、在校等時間の上限時間等を定めている。

令和6年度には、中教審答申や国・県の通知を受け、全県共通目標及び全県共通取組が設定され、令和7年5月に、兵庫県教育長及び県内市町教育長から、教職員の働き方改革の「共同メッセージ」を発出され、教職員の働き方改革の更なる推進に取り組んでいる。

こうした取組の結果、本市における一人あたりの平均の時間外在校等時間は、令和6年度の月換算で30時間を下回っているが、年間のうち、ひと月でも過労死等との関連が指摘される月80時間を超えた教職員は、30人（6.4%）になっている。さらに、県規則で定める、教職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外に業務を行うことが必要な場合の上限時間（年間720時間）を超えた教職員は10人（2.1%）になっている。

【月平均時間外在校等時間の推移】

年度	R元 ※コロナ前	R4	R5	R6
月平均時間外在校等時間	33:15	30:39	29:39	28:02

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】※1

項目	人数	割合
一人あたり年間平均時間外在校等時間 317時間55分（月平均28時間02分）	—	—
1箇月時間外在校等時間 80時間超 ※2	30人	6.4%
1箇月時間外在校等時間 45時間超 ※2	226人	48.0%
年間時間外在校等時間 360時間超 （月平均30時間超）	172人	36.5%
年間時間外在校等時間 720時間超 （月平均60時間超）	10人	2.1%

※1 教職員471人の状況

※2 令和6年度において、ひと月でも月80時間または45時間を超えたことがある教職員の実人数

また、市立学校における精神疾患による病気休暇等取得者数は、増減を繰り返し、令和6年度は9人と増加した。

【市立学校の病気休暇等取得者数の状況（90日以上病気休暇及び休職） （単位：人）

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
病気休暇取得者	3	5	8	7	4	9

2 計画の期間

令和8年度から令和11年度の4年間とする。

国・県の目標「令和11年度までに月平均30時間程度」を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

3 目標

（1）時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、すべての教職員が月45時間以内となるこ

と、さらに、国・県の目標である、1 箇月時間外在校等時間平均 30 時間程度、1 年間時間外在校等時間 360 時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間以下の割合：100%
- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合：100%
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間：30 時間程度
- ・ 1 年間時間外在校等時間：360 時間以下

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 4.0%以下とする。
【R6実績：6.3%】
- ・ ストレスチェック分析において、心理的な仕事の負担（量）の「悪い・やや悪い」の割合を 20.0%以下とする。
【R6実績：36.0%】

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 業務量の削減・業務の効率化

～「学校業務改善に関するガイドライン（令和6年3月策定）」の6つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）～

① 教職員の意識改革

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 年次休暇を取得しやすい職場環境づくり
- ・ 学校閉庁日の設定

イ 「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の完全実施

- ・ 定時退勤日：教職員全員が定時に退勤する日を週1日以上実施
- ・ ノー会議デー：会議を設定しない日を週1日以上実施
- ・ ノー部活デー：部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ1日以上設定）する日を週2日以上実施

ウ 既存の委員会を活用した業務改善会議の実施

- ・ 教職員の業務改善に対する意識改革
- ・ 管理職を含めた教職員間の業務量の偏りの調整
- ・ 管理職の業務改善に対する理解と支援

② 業務の整理とマネジメント

- ア 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し※³
- イ 部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の遵守
 - ・1日の活動時間：平日2時間程度、土日等休業日3時間程度
 - ・「ノー部活デー」の実施【再掲】

③ ICT活用による業務の効率化

- ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化
- イ 担当者研修会の実施
 - ・ICT活用力の向上に関する研修の実施
- ウ アンケートのICTの積極的な活用
- エ 勤怠管理（記録簿管理）システムの導入

④ 「チーム学校」としての業務改善

- ア 既存の委員会を活用した業務改善会議の実施【再掲】
- イ 外部人材の積極的な活用
 - ・スクール・サポート・スタッフ、不登校児童生徒支援員、部活動指導員、スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、地域ボランティア等の外部人材の積極的な活用

⑤ 制度・仕組みの見直し

- ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施
 - ・学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施
- イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し
 - ・好事例集を生かした取組の推進
- ウ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し
 - ・照会や回答方法の工夫及び精選や見直しを実施

⑥ 執務環境の整備

- ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」
 - ・整理・整頓の習慣づけ（教材・備品含む）
 - ・ファイルサーバー内の共有フォルダの整理
 - ・ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備
- イ ハラスメントのない職場環境づくり
 - ・「兵庫県ハラスメント防止指針」の周知・徹底
 - ・相談窓口の活用周知

※3 ～「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組～

① 学校以外が担うべき業務

ア 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整

- ・学校運営協議会等を活用した地域への協力依頼の促進
- ・地域学校協働活動推進員による関係者間の連絡調整を実施

イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応

- ・スクールロイヤーの配置による法に基づく助言が得られる体制のもと、早期解決を支援
- ・教育支援センター相談員による、保護者、住民からの電話相談・面接相談、早期解決への協力等の支援を実施

② 教師以外が積極的に参加すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・学校等を対象に実施する調査の内容の見直しや、調査数等についても把握・精選を継続実施し、調査数・量を縮減

イ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ICT 支援員の派遣、ICT 支援員の相談受付による支援を実施

ウ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

エ 部活動

- ・部活動地域展開の計画的な推進

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備

- ・ICT や生成 AI の活用等の DX 推進による業務効率化を推進

イ 学習評価や成績処理

- ・校務支援システムのクラウド化を通じた ICT 環境整備の推進

ウ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・教育支援センター相談員による、保護者、住民からの電話相談・面接相談、早期解決への協力等の支援を実施【再掲】
- ・校内サポート・ルームの不登校児童生徒支援員による不登校児童生徒の支援の実施
- ・日本語指導が必要な児童生徒とその保護者への通訳者による支援や多言語映像通訳サービス利用による支援
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる児童生徒に関する教職員の相談
- ・スクールロイヤーを活用した効果的・機動的な支援を実施

～その他の取組～

- ・教職員の勤務時間適正化 先進事例集「GPH200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進
- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善措置を講ずる取組が時間外在校等時間の長時間化につながらぬよう、本計画の目標などと整合性のあるものとなるよう指導・助言を実施
- ・校務の効率化やこどもの学びの充実に向けて、生成 AI 等の活用の促進

(2) 健康の保持増進

～ ワーク・ライフ・バランスの推進や心身の健康づくりへの取組 ～

- ・年次休暇を取得しやすい職場環境づくり【再掲】
- ・学校閉庁日の設定【再掲】
- ・1 箇月時間外在校等時間が月 100 時間超、または 2～6 月平均 80 時間超の教職員への産業医面談指導の実施
- ・心の健康問題についての相談窓口の活用周知

心身の健康づくりにおける目標

- 教職員一人ひとりが心と身体の健康と勤労意欲を維持し、生き生きと、働きがいを持って仕事ができること。
- 管理職を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。
- 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場風土を醸成すること。

5 今後のフォローアップ

- ・学校安全衛生委員会及び定例教育委員会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告
- ・共同メッセージ等を活用し、丹波市ホームページの掲載や、学校運営協議会・PTA 等を通じて地域や保護者への周知と理解促進
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施
- ・様々な機会を捉えた各学校への本計画の周知